

# 旧商品券のご利用終了及び 払戻し実施のご案内

※2012年以前に発行した商品券

## 1.ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

旧商品券

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| A 500円             | D 3,000円(300円×10枚)  |
| B 1,000円(100円×10枚) | E 5,000円(250円×20枚)  |
| C 2,000円(200円×10枚) | F 10,000円(500円×20枚) |

## 2.ご利用終了日

令和7年6月6日(金)

※上記期日までにご利用できない場合には、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。未使用の「旧商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようお願い申し上げます。

## 3.払戻しの申出期間

令和7年6月7日(土)～令和7年9月8日(月)  
受付時間 午前9時～午後5時

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます。

## 4.申出及び払戻しの方法

株式会社秋田キャッスルホテル内の店舗に未使用の  
旧商品券を持参してください。

当社経理担当者が店舗にて確認のうえ  
その場で現金と交換いたします。

### ※持参できない場合

①お申し出される方の住所、氏名、連絡先を株式会社秋田キャッスルホテル管理部経理課まで

お電話にてご連絡ください。

②ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「旧商品券払戻し申請書」を送付いたします。必要事項

をご記入いただき、返信用封筒に未使用の旧商品券を同封のうえ、郵送してください。郵送された払戻し申請書記載内容と未使用旧商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振込いたします(返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します)。なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件  
払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

表面



裏面



B



C



D



E



F



お問い合わせ先

株式会社秋田キャッスルホテル 管理部経理課

〒010-0001 秋田県秋田市中通一丁目3番5号 電話:018-834-1141 URL: <https://www.castle-hotel.jp/>